

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

数値は、年間延数を12で除した値。

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

Ⅰ 訪問系サービス

(Ⅰ) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者及び精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行う。	区分4以上の方 ※他に要件あり
同行援護	重度の視覚障がい者の外出時における必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排泄、食事等の援助を行う。	「同行援護アセスメント調査票」等により、基準を満たす方 ※他に要件あり
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行う。	区分3以上の知的・精神障がい者の方 ※他に要件あり
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	区分6で意思疎通に著しい困難を有する方 ※他に要件あり

※区分とは、障害支援区分*を指します。

(2) サービスの見込量

居宅介護・行動援護については、新規の手帳取得者の伸びと地域生活への移行を推進することを考慮すると、今後も需要が高くなることが予想されます。また、重度障がい者*の地域生活への移行を考慮すると、重度障害者等包括支援についても増加すると予想されます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
居宅介護	利用時間(時間)	3,100	3,737	3,929	4,132
	利用者数(人)	224	223	235	247
重度訪問介護	利用時間(時間)	799	800	800	800
	利用者数(人)	3	3	3	3
同行援護	利用時間(時間)	174	245	264	285
	利用者数(人)	10	13	14	15
行動援護	利用時間(時間)	1,383	1,407	1,426	1,445
	利用者数(人)	26	27	27	27
重度障害者等 包括支援	利用時間(時間)	1,112	1,368	1,459	1,557
	利用者数(人)	6	7	8	8

(3) サービス確保の施策

障がい者が、住みなれた地域や家庭で安心して暮らすため、訪問系サービスは、重要なサービスとして位置づけられ、今後もより一層必要性が増すサービスであるため、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービス*の資質向上を図ります。

- ・ 安定的にサービスの提供ができるように、指定事業所の確保と、一定の障がいに特化しない統一的なサービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ サービス提供の適正化を図り、かつ、きめ細かいサービスの提供を行うため、計画相談支援事業を活用し、適正・適切な支給量を定期的に検証し、自立支援策の向上を図ります。
- ・ サービス提供の一元化が図れるよう助言、指導を進めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

2 日中活動系サービス

(I) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	区分3以上の方 (入所を伴う場合4以上) 50歳以上は区分2以上 (入所を伴う場合3以上)
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	希望する方 (認定調査は必須)
就労移行支援	就労を希望する人に生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。	65歳未満の希望する方 (認定調査は必須) ※利用期間上限あり
就労継続支援	一般企業等に雇用されることが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動のための活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。	A型:65歳未満 B型:雇用に結びつかない方 (認定調査は必須)
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、環境変化により生活面の課題が生じている方
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行う。	区分6の方で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方。 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者*で区分5以上の方。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分1以上の方

(2) サービスの見込量

市民意向調査から、就労に向けての訓練は利用したいサービスとして希望が多く、福祉施設からの一般就労を推進する考えからも増加が予想されます。

また、就労後の生活面の課題に対応するためのサービスである「就労定着支援」は就労定着に資するものとして利用を促進していく方向であるため、増加が見込まれます。

短期入所は、緊急時に利用するためにも、事前に体験しておく必要があることから増加が予想されます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
生活介護	利用日数(人日分)	8,726	8,977	9,114	9,254
	利用者数(人)	445	458	465	472
自立訓練 (機能訓練)	利用日数(人日分)	35	69	82	97
	利用者数(人)	2	4	5	6
自立訓練 (生活訓練)	利用日数(人日分)	444	471	485	500
	利用者数(人)	25	27	28	29
就労移行支援	利用日数(人日分)	497	600	636	674
	利用者数(人)	29	37	39	42
就労継続支援 (A型)	利用日数(人日分)	474	499	500	501
	利用者数(人)	24	25	25	25
就労継続支援 (B型)	利用日数(人日分)	7,342	7,370	7,634	7,920
	利用者数(人)	450	452	469	486
就労定着支援	利用者数(人)	7	13	14	15
療養介護	利用者数(人)	32	34	35	35
短期入所(福祉型)	利用日数(人日分)	496	598	643	690
	利用者数(人)	69	84	90	96
短期入所(医療型)	利用日数(人日分)	27	48	56	67
	利用者数(人)	4	10	12	14

(3) サービス確保の施策

日中活動系サービス*については、障がい者の状況に応じた介護や身近な地域における日中活動の場として重要な位置づけであり、自立や社会復帰を目指す上での就労訓練など、住みなれた地域や家庭で自立し、安定した生活を送るためのサービスが提供されています。今後は、以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービス*の資質向上を図ります。

- ・ 就労支援については、関係機関の連携を強化し、福祉就労や一般企業への採用枠の確保等、障がい者の就労が円滑に進むよう基盤体制の整備に努めます。
- ・ 一般就労へ結びつけるため、就労アセスメントを行い適切なサービス提供により支援をしつつ、就労が困難な障がい者においては、個人の適性に合わせた日中活動の場が提供できるよう調整します。
- ・ 特別支援学校*卒業生等の若年層における就労先や日中活動の場を確保するため、学校、ハローワーク、上小圏域障害者就業・生活支援センター*、相談支援事業所との連携を図り、早期段階から適切な対応を進めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ・ 日中活動系サービス*等の通所者に対して、意欲の向上と経済的負担の軽減策として、市独自の通所費補助を行います。

3 居住系サービス

(I) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
自立生活援助	定期的な巡回訪問や随時対応を一定期間行う。	施設入所やグループホーム*等から一人暮らし等を希望し移行した方
共同生活援助 (グループホーム*)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や介護を行う。	区分Ⅰの方等 (認定調査は必須)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行う。	区分4以上の方 (50歳以上は区分3以上)

(2) サービスの見込量

施設入所者の地域生活の移行及び退院可能な精神障がい者の地域生活移行を考慮すると、サテライト型を含め共同生活援助の需要は、今後も増加が予想されます。

また、安心して地域で生活できるよう支援を行う「自立生活援助」の利用については、地域資源の少なさから微増が見込まれます。

施設入所支援については、令和元年度末の施設入所者数を上回らないように微減を目標としたため、利用者も微減を見込みます。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数(人)	7	8	8	9
共同生活援助	利用者数(人)	184	212	216	220
施設入所支援	利用者数(人)	197	209	208	207

(注)施設入所支援の利用者数について

本計画の成果目標(p.100)「福祉施設入所者の地域生活への移行」に記載の数値は、年度末時点での現入所者数(利用床数)である一方、上記見込量記載の数値は、年度内に施設入所を利用した人数です。1人が退所して空床となったところに1人が入所した場合、年度末時点の入所者(利用床数)は1ですが、年度中の利用者数は2と数えることになります。

そのため、成果目標(p.100)と本頁の数値は一致していません。

(3) サービス確保の施策

地域における生活の定着を図るためには、障がい者自らによる地域生活スタイルの選択が重要となります。また、不安要素の軽減を図るためには生活体験等の事前準備は必要であり、「周囲の支援」、「地域の理解」も含め支援を進めることが重要となります。今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービスの資質向上を図ります。

- ・相談支援事業を活用し、早期の段階からの支援と、地域での定着が万全になるまでの支援を行います。
- ・定期的にモニタリングを行い、障がい者の自立支援策の向上を図ります。
- ・一人暮らしでも安心して生活できるよう自立生活援助を活用します。
- ・地域住民への理解と自治会等への啓発促進に努めます。
- ・身近なグループホーム*や宿泊型自立訓練等で宿泊体験を行い、地域移行を段階的に進めます。
- ・自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。

4 相談支援事業

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象者
計画相談支援	障がい福祉サービス*の支給決定前からサービス等利用計画を作成し、支給決定後もサービス等の利用状況の検証を行い、各計画の見直しを行う。	障がい福祉サービス*または地域相談支援を利用する全ての障がい者が対象。
地域移行支援	住居の確保等、地域生活に移行するために必要となる活動について相談と支援を行う。また、地域での生活のために障がい福祉サービス事業所等への同行支援も行う。	障がい者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者が対象。
地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して、相談等を行う。	居宅において単身生活をする障がい者、家庭の状況等から家族の支援を受けられない障がい者が対象。

(2) サービスの見込量

新規利用者の計画相談をはじめ、既にサービス等利用計画のある方への計画相談支援の質の確保が求められています。

地域移行支援は、入所や入院をしている障がい者の計画的な地域移行に向けて見込み数を設定しています。また、地域定着支援は、地域生活支援拠点*の機能充実を考慮し、見込量を設定します。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R 元	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数(人)	356	378	389	400
地域移行支援	利用者数(人)	2	4	5	5
地域定着支援	利用者数(人)	86	198	244	300

(3) サービス確保の施策

障がい福祉サービス*等の利用者全員に、よりきめ細かく各々の障がい特性に合わせたサービス等利用計画の作成を実施します。

また、単身で地域生活を送る障がい者に対して、常時の連絡体制の整備が求められていることから、今後は以下の点により利用の促進及び障がい福祉サービス*の資質向上を図ります。

- ・ 上小圏域市町村との連携により、相談支援事業者の設置を促進します。
- ・ 指定特定相談支援事業所等の実地指導を行い、相談支援事業者による計画相談支援サービスの質の確保と自立支援給付の支給の適正化を図ります。
- ・ サービスの利用計画の調整、作成、モニタリングにわたる一連の支援が継続的に提供されるよう、関係機関の連携を強化して、相談支援体制の整備やネットワークの構築に努めます。
- ・ 自立支援協議会をはじめとする関係機関と連携を密にし、上小圏域として必要な社会資源の整備を推進します。
- ・ 基幹相談支援センター*を中核とした、サービス等利用計画の精査ときめの細かいサービス提供及び相談支援事業所（ケアマネジメント*）連絡会の継続開催により、サービス等利用計画及び事業者の質の確保を図ります。
- ・ 地域移行支援と地域定着支援を担う一般相談支援事業所の確保を関係機関と連携して推進します。

5 障がい児支援

(1) サービスの概要

サービス名	サービス内容	対象児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	集団療育及び個別療育が必要と認められた障がい児
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。	18歳未満の障がい児
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行う。	小学1年生から高校3年生までの障がい児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、保育所等を訪問し、障がいの状況、集団での生活環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の発達支援を行う。	重度の障がい等の状態にあって外出することが著しく困難な障がい児
福祉型児童入所支援	入所施設において、在宅生活が困難な障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与を行う。	18歳未満の障がい児
医療型児童入所支援	入所施設において、医療的ケア*を必要とする児童に対して、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識や技能の付与及び治療を行う。	18歳未満の障がい児
障害児相談支援	障害児支援利用計画を作成し、支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	障がい児支援の利用を希望する障がい児

(2) サービスの見込量

児童発達支援センター*は、通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施しており、今後も利用する障がい児の増加が予想されます。

障がい児の放課後支援は喫緊の課題であり、社会資源となる放課後等デイサービス事業所の確保や充実も必要であることから、増加を見込みます。

また、医療的ケア*が必要な障がい児が、安心して地域で生活するために支援を調整するコーディネーターを配置します。

(年間合計を12で除した1ヶ月当たりの見込量)

サービス名	見込むもの	実績	見込量		
		R元	R3	R4	R5
児童発達支援	利用日数(人日分)	1,068	1,101	1,117	1,134
	利用児童数(人)	69	72	73	74
医療型児童発達支援	利用日数(人日分)	39	47	57	69
	利用児童数(人)	3	4	4	5
放課後等デイサービス	利用日数(人日分)	1,309	1,336	1,402	1,472
	利用児童数(人)	164	164	172	180
保育所等訪問支援	利用日数(人日分)	4	4	5	5
	利用児童数(人)	4	4	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数(人日分)	0	1	2	3
	利用児童数(人)	0	1	2	3
福祉型児童入所支援	利用児童数(人)	0	1	1	1
医療型児童入所支援	利用児童数(人)	4	5	5	6
障害児相談支援	利用児童数(人)	69	73	77	82
医療的ケア児*に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	配置人数(人)	0	3	3	3

(3) 障がい児の子育て支援等のニーズを踏まえた提供体制の整備

児童発達支援センター*等における地域支援を推進し、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校*等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）の推進を図る必要があります。

(4) サービス確保の施策

① 児童発達支援センター*を中核とした地域支援体制の整備

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、児童発達支援事業者等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制整備を図ります。

特に、市内にある2か所の児童発達支援センター*の利用にあたっては、慢性的に飽和状態が続くことから、圏域の課題と捉え、利用が必要な障がい児が優先的に利用できるように、利用調整を引き続き実施します。

さらに、障がいがあっても保育所等の利用ができるように、保育所等訪問支援等の実施体制の充実を図ります。

② 子育て支援に係る施策との連携

障がい児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援策との緊密な連携を図る必要があります。また、障がい児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、保育や子育て・子育て支援担当との連携を図ります。

③ 教育との連携

障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障がい児通所支援事業所、障がい福祉サービス*提供事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会部局との連携を推進します。

さらに、学齢児を対象とした放課後支援の充実を推進します。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

医療的ケア*が必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化を図ります。

さらに、退院後に安心して地域で生活することができるように、保健、福祉、医療、教育等の関係機関によるチームでの支援体制を整備する等、共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図るとともに、必要となる支援を調整するコーディネーターの配置を図ります。

なお、重度の障がい等の状態にあって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援が提供できるように、関係機関と連携して支援体制の構築を図ります。

さらに、虐待を受けた障がい児に対しては、専門機関と連携し、状況に応じた療育や心理的ケアといった、きめ細かな支援を提供します。